

平成23年度3級販売士検定試験実施要項

- 主催 日本商工会議所 柏商工会議所
- 後援 経済産業省 中小企業庁
- 試験日程 ※合格発表・合格証書交付期間は、多少遅れる場合があります。

※販売士検定試験の試験日は統一ですが、受付期間、合格発表、合格証書交付日は各商工会議所によって異なります。

回数	級	試験日	申込受付(土、日、祝日を除く)	合格発表	合格証書交付
68	3	7月 9日(土)	5月23日(月)～5月27日(金)	8月 4日(木)	8月23日(火)
69	3	2月 15日(水)	1月13日(金)～1月19日(木)	3月12日(月)	3月30日(金)

○試験開始 午前9時30分開始(制限時間合計150分)・・・試験開始30分前より試験会場入室可能

○試験会場 柏商工会議所 4階 ※立体駐車場は有料(1時間300円 当日最高1,800円)

○受験料 4,000円(消費税含む。受験申込後の受験料は試験中止以外、返却致しません。)

○受験資格 学歴、年齢、性別、国籍に制限はありません。

○定員 150名(定員になり次第、締め切ります)

○試験科目

試験科目	制限時間
小売業の類型	30分
マーチャндаイジング	30分
ストアオペレーション	30分
マーケティング	30分
販売・経営管理	30分
150分	

※受験準備には、販売士検定試験ハンドブック3級編をご利用下さい。お問合せ・お申込は、(株)キャリアック(TEL053-484-4155)へ、直接ご連絡下さい。

○申込方法 要項をよく読み、上記期間中に柏商工会議所1階 業務一課「検定受付窓口」へ所定の申込用紙を受験者本人が自筆で記入のうえ、受験料を添えて提出してください。なお、「試験科目の一部免除」該当者は下記を参考に、その証明書を受験申込み時に合わせて提出してください。

※試験科目の一部免除について

各地商工会議所が開催する「3級販売士養成講習会」または日本商工会議所指定の通信教育機関による「養成通信教育講座」を修了した方は、直後2回の販売士3級検定試験において、「販売・経営管理」科目が免除されます。ただし、「3級販売士養成講習会」の場合には予備試験に合格した方、「養成通信教育講座」の場合には全課程を履修しスクーリングを修了した方に限ります。「販売・経営管理」科目免除者の試験時間は120分となります。

※代筆した申込書は受付しません。ただし、受験者本人自筆の申込用紙であれば代理人の申込手続きを認めます。

○申込受付時間 9時～12時・13時～16時30分

○申込用紙配布場所 年度を通して申込用紙の配布場所として柏商工会議所1F事務所入口脇のパフレットスタンドと、受付期間1ヶ月前ぐらいから柏そごうスカイプラザ地下1階の浅野書店でも配布しております。また、柏商工会議所ホームページの各種検定よりPDFにて要項と申込用紙を印刷して使用していただけます。

○合格判定 5科目とも100点を満点とし、全科目の平均点が70点以上、かつ50点未満の科目がないこと、以上2つの条件を満たした場合、合格とします。

○合格発表 (期間は原則1ヶ月)

発表日に、柏商工会議所業務一課カウンター(業務時間のみ閲覧可能)及び外の掲示板(24時間掲示)に掲示します。発表日の13時より、柏商工会議所ホームページ<http://www.kashiwa-cci.or.jp/>(合格者の受験番号のみ発表)でも可否の確認は出来ます。点数を確認したい方は、柏商工会議所1階業務一課カウンターにて開示します。(業務時間のみ閲覧可能)注)電話やメール等では可否、点数等のお問合せには、応じられません。

○合格証書交付 (期間は原則1ヶ月)

柏商工会議所業務一課にて業務時間に合格証書と販売士認定書(カード型)を受験票と交換で交付致します。希望者には合格章(バッジ)を350円で交付致します。

※合格証書の保存期間は実施日から1年間です。この保存期間経過後は、合格証明書(手数料1,000円)に代えます。

○資格更新 販売士資格の有効期間は、5年間です。5年ごとに資格更新続きをする必要があります。

更新手続きには次の①～③のいずれか一つの申請要件を満たし、申請手数料、認定書、各種証明書類等が必要となります。※住所、氏名の変更があった場合は、必ず変更手続きをしてください。

- ①販売士資格更新講習会を履修していること。
- ②販売士資格更新通信教育講座を履修したこと。
- ③更新しようとする級よりも上級の資格を取得していること。

《お問合せ》柏商工会議所 業務一課 TEL04-7162-3315 〒277-0011 柏市東上町7-18

受付時間：土、日、祝日、年末年始を除く 平日 9時～12時 ・ 13時～16時30分

3級販売士検定試験受験者へ注意事項

1. 試験は、筆記試験(「小売業の類型」「マーチャンドライジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」の5科目を一括して実施)を行います。
筆記試験(全5科目)の全科目を受験しないと失格になります。ただし、次のいずれかに該当する者は、販売・経営管理科目、マーケティング科目のいずれかが免除されます。なお、受験を希望する者は、当該免除科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、当該科目の免除規定は、適用されません。
 - (1) 販売・経営管理科目が免除される者
 - ア 前々回の検定試験実施後に3級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者
 - イ 前々回の検定試験実施後に中央機関の指定した次の3級販売士養成通信教育講座(スクーリングを含む)のいずれかを修了した者
 - ・3級販売士養成講座(日本販売士協会) TEL03-3518-0191
 - ・販売士検定講座3級コース(公開経営指導協会) TEL03-3542-0306
 - ・販売士検定3級通信教育コース(産業能率大学) TEL03-3704-9111
 - ・販売士検定3級コース(日本経営協会) TEL03-3403-6238
 - ウ(財)全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「商品と流通」「国際ビジネス」「経済活動と法」のうち1科目(合計3科目)に合格した者
 - (2) マーケティング科目が免除される者
 - ア(財)全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目に合格した者
 - イ(財)全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「商品と流通」「国際ビジネス」「経済活動と法」のうち1科目(合計3科目)に合格した者
 2. 受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料及び販売・経営管理科目、マーケティング科目免除者は、その証明書等を提出してください。
 3. 受験時間を間違えないように注意してください。時間に遅れると原則として受験できません。
 4. 試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。
 5. 試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。

6. 受験するときに持参するもの

(1) 受験票

(2) 黒鉛筆(硬度はHB 又はB)及び消しゴム

(3) そろばん・電卓等の計算用具

(4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証等

※ただし小学生以下の方は、必要ありません。

※身分証明書をお持ちでない方は、受験地の商工会議所等にご相談してください。

7. 試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験後の質問には応じません。

8. 試験開始から20分間を経過しないと退席は認めません。

9. 解答記入上の注意

(1) 筆記試験全般に共通する注意事項

次の注意に反したときは、無効とします。

ア マークシート(答案用紙)にマークする際は、HB 又はBの硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください(HB 又はB以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります。)

イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しないよう消しゴムで消して、答をマークし直してください。

ウ 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。

例えば、すべて1あるいは2、又は1・2・3……などと順に選択した場合は、無効となります。

エ 同一問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

オ 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

10. 合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という。)には、認定証(カード型)及び合格証書を交付します。なお、希望者には有料で合格章(バッジ)を交付しますので、希望される場合は、受験した商工会議所に申し出てください。

認定証等は、合格後5年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので大切に保管してください。

また、氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に必ず届け出てください。届出のない場合は、資格の管理ができなくなることがあります。

合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。

その場合は、希望により合格証明書を発給しますので、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。

また、認定証を紛失又は破損した場合は、希望により有料(3,000円(税込))で再発行しますので、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。

「受験者への連絡・注意事項」

- 受験料の返還・・・一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。
- 入場許可・・・試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 遅刻・・・試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認・・・受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者・試験問題等を複写する者・答案用紙を持ち出す者・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者・他の受験者に対する迷惑行為を行う者・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者・その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙・・・試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却・・・受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行・・・合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。なお、予め試験会場が使用できなくなったことが判明した場合（“新型インフルエンザ”“はしか”等によって試験会場が閉鎖されて使用できないケース等）は柏商工会議所ホームページにてお知らせいたします。ただし、当日に試験会場が使用できなくなった場合等でお知らせできない場合もあります。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

申込及び申込書配布場所案内地図

